

香川大学総合情報基盤センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人香川大学組織規則第18条第2項の規定に基づき香川大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、香川大学（以下「本学」という。）における学内共同教育研究施設として情報通信技術（マルチメディア技術及びネットワーク技術を含む。以下同じ。）を活用した基盤の管理運用及びその支援を行い、教育研究及び大学運営に供するとともに、情報通信技術及びその応用に関して高度な研究開発を行い、その発展に寄与すると同時に本学における情報環境の高度化を推進し、また、学内外への情報発信基盤として学内及び地域の連携強化を進めることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャンパス情報ネットワーク、センターのサーバ類及び情報処理教育システムの構成、維持管理及び利用に関すること。
- (2) 学術研究のための情報通信技術の研究に関すること。
- (3) 学術研究の情報通信技術の活用に関すること。
- (4) キャンパス情報ネットワークを活用した分散システムの構築及び連携に関すること。

(5) 学内外への情報通信技術を用いた情報システムの構築、提供及び利用に関すること。

(6) 情報通信技術の教育に関すること。

(7) 情報通信技術を活用した教材作成に関すること。

(8) 国立情報学研究所、全国共同利用の大型計算機センター及びその他学外の情報ネットワークとの連携に関すること。

(9) その他大学の情報化推進に関すること。

(部門)

第4条 センターに情報基盤システム部門、情報応用システム部門及び情報教育システム部門を置く。

2 情報基盤システム部門は、キャンパス情報ネットワーク及びセンターのサーバ類の構成及び維持管理並びに情報通信技術の基盤となる技術の研究

3 情報応用システム部門は、情報通信技術を応用した各種データベースの構築、利用及び支援並びに情報通信技術の応用に関する研究

4 情報教育システム部門は、教育用計算機システムの構築及び運用、教育用教材の開発並びに情報通信技術の教育に関する研究

(分室)

第5条 センターは、幸町キャンパス、林町キャンパス及び三木町農学部キャンパスに、それぞれ分室を置く。

2 分室に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員

を置く。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 専任教員（以下「センター教員」という。）
- (4) その他必要な職員
（センター長）

第7条 センター長の任命は、本学専任教授の中から、学長が行う。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該センター長を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（センター長の選考時期）

第8条 センター長の選考は、次の各号のーに該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任を申し出たとき。
- (3) 欠員となったとき。

- 2 センター長の選考は、前項第1号の場合には、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号の場合には、速やかに行うものとする。

（部門長）

第9条 部門長の任命は、センター教員の中からセンター長の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 部門長は、部門の業務を掌理する。

（センター教員）

第10条 センター教員の任命は、センター

長の申出に基づき、学長が行う。

- 2 前項の申出は、第11条に規定する運営委員会が選考したセンター教員候補者を推薦することにより行う。

（運営委員会）

第11条 センターの管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第12条 センターの事務は、部門が関係する学部事務部の協力を得て、学術室研究協力グループにおいて処理する。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 センター教員の任命に係る申出は、第10条第2項の規定にかかわらず、香川大学・香川医科大学統合協議会（平成15年4月22日）の合意に基づき行うものとする。

- 3 初代のセンター長は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に香川大学総合情報基盤センター長であった者とする。

- 4 初代のセンター長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。